

形質変更時要届出区域台帳

兵庫県

整理番号	整 - 2 - 202	指定年月日・指定番号	令和2年4月14日	形 - 141	所在地	川西市火打一丁目56番外10筆の全部、55番外9筆の一部、水路及び道路の一部（地番は令和2年6月15日時点のもの）	
調製・訂正年月日	令和2年4月14日（調製）、令和2年4月30日（土地の形質の変更）、令和3年3月9日（一部解除）、令和4年8月19日（一部解除）						
形質変更時要届出区域の概況		事業場跡地			面積	11,772.80 m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				-			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域に該当 試料採取等の対象としなかった深さの位置：7 mから10m 特定有害物質の種類：六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物			
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				-			
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				-			
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨				第58条第5項第10号に該当			
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	R2. 2. 14 R2. 6. 15 R3. 7. 26 R4. 4. 28	六価クロム化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		清水建設株式会社	
		鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
		砒素及びその化合物、		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
		ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
	R2. 4. 10	R3. 8. 31	掘削除去、埋戻し	川西市	有・無	分別等処理、浄化、不溶化	
					有・無		
					有・無		
					有・無		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。